

平成30年10月1日借入申込受付分から

「転・就職された方」及び「育児休業等から復職された方」の年間収入額の算定方法を見直します。

年間収入額の算定方法見直しの対象者は、以下の方（給与収入のみの方に限ります。）※です。

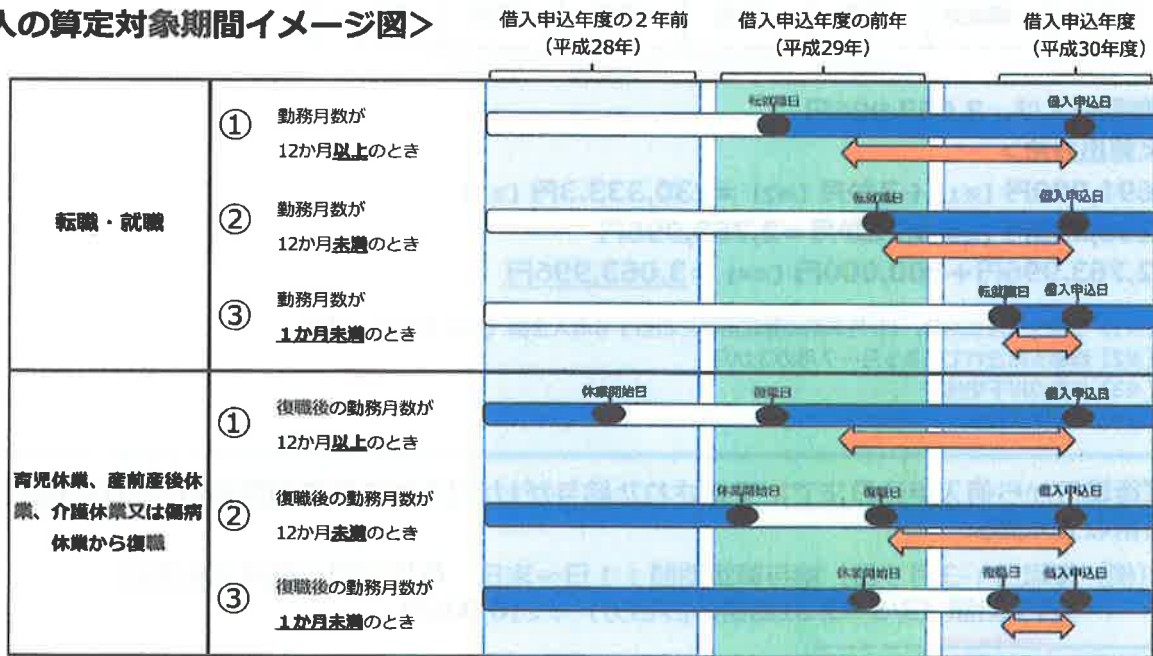
- ・ 転職又は就職された方
- ・ 育児休業、産前産後休業、介護休業又は傷病休業から復職された方

※海外勤務期間がある方についても、今回見直しを行っております。算定方法について詳しくは、取扱金融機関にお問合せください。

＜算定方法＞

	転就職又は復職の日から借入申込日までに収入を得た期間	年間収入額の算定方法
①	12か月以上	直近12か月の収入（ボーナスを含む。）
②	1か月以上 12か月未満	月割収入(*)×12+ボーナス支給額 (*)12か月未満の収入(ボーナスを除く。)を勤務月数で割ったもの (1か月未満の勤務期間に相当する収入がある場合は、当該勤務期間及び収入を除いて算定)
③	1か月未満	日割収入(*)×365 (*)1か月未満の収入金額を勤務日数で割ったもの

＜収入の算定対象期間イメージ図＞



(注) 取扱金融機関又は住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
〈フラット35サイト〉
www.flat35.com

お客さまコールセンター

ハロー フラット35
0120-0860-35

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

利用できない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

048-615-0420 (通話料金がかかります。)

(平成30年8月1日現在)

見直し後の計算例

①【復職日から借入申込日までに支給された給与が12か月分以上の場合】

直近12か月の収入（ボーナスを含む。）

（例）復職日：6月5日、給与算定期間：1日～末日、毎月15日に前月分を支給

- ・7月支給額（6/5～6/30勤務分）：210,000円、8月～翌年7月支給総額：3,000,000円
- ・ボーナス金額（1月及び7月の合計支給額）：600,000円

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
未就労	一部就労	就労	就労	就労	就労	就労	就労

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
就労	就労	就労	就労	就労	就労	就労	申込み

年間収入は、3,600,000円

＜算出方法＞

3,000,000円 + 600,000円 = 3,600,000円

②【復職日から借入申込日までに支給された給与が1か月分以上12か月分未満の場合】

月割収入×12＋ボーナス支給額

（例）復職日：3月5日、給与算定期間：1日～末日、毎月15日に前月分を支給

- ・4月支給額（3/5～3/31勤務分）：210,000円、5月～7月支給総額：691,000円
- ・ボーナス金額（7月支給額）：300,000円

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
未就労	一部就労	就労	就労	就労	就労	申込み

（3月分支給月）（4月分支給月）（5月分支給月）（6月分支給月）

年間収入は、3,063,996円

＜算出方法＞

691,000円【※1】 ÷ 3か月【※2】 = 230,333.3円【※3】

230,333円【※3】 × 12か月 = 2,763,996円

2,763,996円 + 300,000円【※4】 = 3,063,996円

【※1】 5月～7月支給分。1か月未満の勤務期間に相当する収入金額（4月支給分）は除く。

【※2】 満額支給されている5月～7月の3か月

【※3】 小数点以下切捨て

【※4】 ボーナス金額

③【復職日から借入申込日までに支給された給与が1か月未満の勤務期間相当分のみの場合】

日割収入×365

（例）復職日：3月5日、給与算定期間：1日～末日、毎月15日に前月分を支給

- ・4月支給額（3/5～3/31勤務の27日分）：210,000円

2月	3月	4月
未就労	一部就労	申込み

年間収入は、2,838,605円

＜算出方法＞

210,000円 ÷ 27日【※1】 = 7,777.77円【※2】

7,777円【※2】 × 365日 = 2,838,605円

【※1】 3/5～3/31までの日数。非営業日を含む。

【※2】 小数点以下切捨て